

のあかし」(信徒を中心とした教会 P79)と呼んでいる。

したがって、信徒奉仕職とは、キリストに従って働く信徒の「教会の使命への奉仕」全体のうち、一定の継続性や安定性を備えて実行されるものと規定できる。それに対して、各自の判断でその都度必要に応じて一時的に行われる奉仕は、「自発的な奉仕」とよぶのが適当であろう。

#### \* 教会共同体との関係 — 共同体による奉仕職承認のあり方

上述の「自発的な奉仕」は、あくまでも個人の判断と責任のもとで行われる。したがって個人的なものではあるが、「一人ひとり自分の存在と行いによって、教会的な交わりの成長のために自分をささげ、同時にそれぞれは、全教会の豊かさを受け、分かち合っている」(信徒の召命と使命 28)るので、教会共同体と間接的につながっているということが出来る。しかし、そのような行為は、目に見える教会共同体との直接的なつながりからは自由な立場におかれている。

それに対して、「奉仕職はすべて、共同体のリーダーを通して共同体によって認められ、権威づけられるもの」(教会奉仕職に関するアジア会議結論 32)であって、教会共同体と不可分の関係を持つものである。したがって、「信徒をこのような奉仕職に任命することは、彼らのカリスマと奉仕を共同体が認め、指導者がそれを確認していることを意味している」(同上 33)。「だからすべての教会の奉仕と奉仕職はカリスマを前提とするが、すべてのカリスマが奉仕職という実を結ぶわけではない」(同上 32)のである。

この奉仕職のもととなるカリスマについても、教会指導者との結びつきの重要性が強調される。「教会の司牧者を無視したり、従わないようにするカリスマなどは存在しません」(信徒の召命と使命 24)。さらに、「それらのたまものの正真性と順当な行使を判断するのは教会を治める人々に属している。霊を消すことではなく、すべてをためし、よいものを保つことは特にかれらの権限である(1テサロニケ 5:12、19-21 参照)」(教会憲章 12)ので、カリスマの働きの判断においても、教会指導者の承認は不可欠とされるのである。

このように、信徒奉仕職として規定されるものは、目に見える組織としての教会共同体との明確な関係、しかも教会共同体における指導者主導による承認の必要性が明示され、『教会奉仕職に関するアジア会議結論』では、これを、「叙階によって与えられる奉仕職」に対して、「任命によって与えられる奉仕職」(「任命による奉仕職」と略称する)と呼んでいる。これは、信徒奉仕職の名の下に行われる諸活動は、あくまでもカトリック教会としての責任を伴うという性格から生じるのである。

ただ、ここでいわれる教会共同体による承認ということが意味する内容には、信徒の活動と教会共同体指導者との関係について、非常に微妙なニュアンスが含まれていることも事実である。それは、「教会による監督は、奉仕職が教会活動であるという性格を保証しますが、同時に、行きすぎた教会法的な支配にまで行ってしまう危険があります。そうなると、すべての奉仕職には教会法的な権威づけが必要だ、という貧しい教会論に陥ってしまう」(信徒を中心とした教会 P80)からである。

この問題について『教会奉仕職に関するアジア会議結論』では、「信徒の奉仕者への任命を、信徒の行う奉仕のあまり適切でない制度化と考えるもいけない。それは法律上の制度ではなく、共同体のメンバーが行う奉仕に対して、共同体が感謝をこめて与える公的な承認なのである」(34)と述べている。また、『信徒を中心とした教会』では、「教会共同体への受け入れと教会制度への受け入れとが、あまりにも頻繁に混同されます。前者は必ず必要ですが、後者はそうではありません」(P81)として、制度的法的承認を優先させるような対応の仕方を避けるよう主張している。